

丸 亀 市 議 会 議 員 様

丸 亀 市 長 松 永 恭 二

追 加 議 案 の 送 付 に つ い て

令和 5 年丸亀市議会 12 月定例会に提出する下記の議案を別紙のとおり送付します。

記

- 議案第 113 号 令和 5 年度丸亀市一般会計補正予算（第 8 号）
- 議案第 114 号 丸亀市国民健康保険税条例の一部改正について
- 議案第 115 号 工事請負契約の締結について（丸亀市立綾歌中学校屋内運動場改築工事）
- 議案第 116 号 工事請負契約の締結について（丸亀市立城坤小学校校舎長寿命化改修工事）
- 議案第 117 号 工事請負契約の締結について（丸亀市立城坤小学校校舎長寿命化改修に伴う機械設備工事）
- 議案第 118 号 工事請負契約の締結について（丸亀市立城坤小学校校舎長寿命化改修に伴う電気設備工事）

令和 5 年度丸亀市一般会計補正予算（第 8 号）

令和 5 年度丸亀市の一般会計補正予算（第 8 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 443,300 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 61,434,534 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 地方自治法第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用できる経費は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

令和 5 年 12 月 19 日提出

香川県丸亀市長 松 永 恭 二

第 1 表 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

歳入	款	項	補正前の額	補正額	計
	19 繰入金		8,101,697	443,300	8,544,997
		2 基金繰入金	8,080,027	443,300	8,523,327
歳入	合 計		60,991,234	443,300	61,434,534

第 2 表

繰越明許費補正

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
6 農林水産業費	1 農業費	主食用米生産臨時支援事業費	114,000

1. 総括

(歳入)		歳入歳出補正予算事項別明細書			(単位：千円)
款	補正前の額	補正額	補正後の額	計	
19 繰入金	8,101,697	443,300	8,544,997		
歳入合計	60,991,234	443,300	61,434,534		

(単位：千円)

区 分	節		説 明
	金 額		
7 報償費	286,000		ガソリンのギフト券 286,000
10 需用費	700		印刷製本費 700
11 役員費	23,100		通信運搬費 23,100
12 委託料	2,000		封入作業等委託料 2,000
13 使用料及び賃借料	17,500		代替用タクシー券等使用料 17,500
			ガソリンギフト券配布事業費 329,300

3. 歳出

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
2 総務費	7,396,711	329,300	7,726,011		329,300
1 総務管理費	6,550,132	329,300	6,879,432	0	329,300
8 企画費	100,297	329,300	429,597	0	329,300

(単位：千円)

節	金額		明
	区分	金額	
11 役員費		1,000	通信運搬費 500
12 委託料		8,000	手数料 500 申請書作成・発送及び申請受付等 8,000 業務委託料
18 負担金、補助及び交付金		105,000	主食用米生産臨時支援事業補助金 105,000
			主食用米生産臨時支援事業費 114,000

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
6 農林水産業費	970,513	114,000	1,084,513		
1 農業費	900,499	114,000	1,014,499	0	114,000
3 農業振興費	191,012	114,000	305,012	0	114,000
歳 出 合 計	60,991,234	443,300	61,434,534	0	443,300

議案第 114 号

丸亀市国民健康保険税条例の一部改正について
丸亀市国民健康保険税条例の一部を次のとおり改正したい。
令和 5 年 12 月 19 日提出

丸亀市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

丸亀市国民健康保険税条例(平成 17 年条例第 126 号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

丸亀市長 松 永 恭 二

改正前	改正後
<p>(国民健康保険税の減額) 第 26 条 略 2 略</p>	<p>(国民健康保険税の減額) 第 26 条 略 2 略 3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第 56 条の 89 第 4 項に規定する出産被保険者(以下「出産被保険者」という。)が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額(第 1 項に規定する金額を減額するものとした場合)にあつては、その減額後の被保険者均等割額は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第 3 条の規定により算定した所得割額の 12 分の 1 の額に、当該出産被保険者の出産の予定日(地方税法施行規則第 24 条の 30 の 5 に定める場合には、出産の日。以下同じ。)の属する月(以下「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、3 月前)から出産予定月の翌々月までの期間(以下「産前産後期間」という。)のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第 5 条の規定により算定した被保険者均等割額(第 1 項に規定する金額を減額するものとした場</p>

改正前	改正後
	<p>合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第7条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合)にあっては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第11条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第13条の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合)にあっては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(<u>出産被保険者に係る届出</u>) 第28条の3 国民健康保険税の納税義務者は、<u>出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しな</u> <u>ければならない。</u></p> <p>(1) <u>納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等)に関する法律(平</u></p>

改正後	改正前
<p>成 25 年法律第 27 号) 第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。 以下同じ。)</p> <p>(2) <u>出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号</u></p> <p>(3) <u>出産の予定日</u></p> <p>(4) <u>単胎妊娠又は多胎妊娠の別</u></p> <p>(5) <u>その他市長が必要と認める事項</u></p> <p>2 <u>前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。</u></p> <p>(1) <u>出産の予定日を明らかにすることができる書類</u></p> <p>(2) <u>多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類</u></p> <p>(3) <u>出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類</u></p> <p>3 <u>第 1 項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の 6 月前から行うことができる。</u></p> <p>4 <u>第 1 項の規定にかかわらず、市長が、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第 2 項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第 1 項の規定による届出を省略させることができる。</u></p>	

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の丸亀市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 115 号

工事請負契約の締結について（丸亀市立綾歌中学校屋内運動場改築工事）

丸亀市立綾歌中学校屋内運動場改築工事に関し、次のとおり請負契約を締結いたしたい。

令和 5 年 12 月 19 日提出

丸亀市長 松 永 恭 二

- 1 契約の目的 丸亀市立綾歌中学校屋内運動場改築工事
 - 2 契約の方法 制限付き一般競争入札による契約
 - 3 契約金額 金 1,430,000,000 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 130,000,000 円
 - 4 契約の相手方 丸亀市綾歌町栗熊東 791 番地
池田・郡家特定建設工事共同企業体
代表者 丸亀市綾歌町栗熊東 791 番地
株式会社池田工務店 代表取締役 池田 卓也
構成員 丸亀市飯山町西坂元 853 番地 3
株式会社郡家工務店 代表取締役 郡家 孝誠
- 参 照 工事請負仮契約書（写）別紙のとおり

工 事 請 負 仮 契 約 書 (写)

- 1 工 事 名 丸亀市立綾歌中学校屋内運動場改築工事
- 2 工 事 場 所 丸亀市綾歌町栗熊東地内
- 3 工 期 着手 本契約成立の日
完成 令和7年6月30日
- 4 契 約 金 額 ¥1,430,000,000-
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥130,000,000-
丸亀市建設工事請負契約約款（平成21年告示第16号）第57条（債務負担行為に係る契約の特則）の規定に基づき、各会計年度における請負代金の支払限度額並びに支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額

(1) 支払限度額	令和5年度	金145,000,000円
	令和6年度	金852,000,000円
	令和7年度	金433,000,000円
(2) 出来高予定額	令和5年度	金161,700,000円
	令和6年度	金947,100,000円
	令和7年度	金321,200,000円
- 5 契 約 保 証 金 ¥143,000,000
- 6 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に規定する対象建設工事の該当の有無
 該当する（分別解体等の方法等については、別紙のとおり）
 該当しない
- 7 建設発生土の搬出先等 建設発生土の搬出先については仕様書等に定めるとおり
- 8 本契約成立の日 本仮契約が丸亀市議会の議決を得た日

上記の工事について発注者丸亀市（代表者 市長 松永 恭二）と
 受注者 池田・郡家特定建設工事共同企業体（代表者 株式会社池田工務店 代表 取締役 池田卓也）とは、

各々対等な立場における合意に基づいて本仮契約書の上記条件のほか丸亀市契約規則（平成17年規則第48号）及び丸亀市建設工事請負契約約款（平成21年告示第16号）によって請負仮契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書3通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和5年11月27日

発注者 丸亀市大手町二丁目4番21号
丸亀市
代表者 市長 松永 恭二

印

受注者 丸亀市綾歌町栗熊東791番地
池田・郡家特定建設工事共同企業体

代表者 丸亀市綾歌町栗熊東791番地
株式会社池田工務店
代表取締役 池田 卓也

印

構成員 丸亀市飯山町西坂元853番地3
株式会社郡家工務店
代表取締役 郡家 孝誠

印

備考 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に規定する対象建設工事の該当の有無」については、いずれかの□に「レ」を記入し、該当する場合は、特定建設資材に係る分別解体等に関する省令（平成14年国土交通省令第17号）第4条に規定する事項を記載した書面を添付すること。

(契約書別紙)

建築物に係る新築工事等(新築・増築・修繕・模様替)

1 分別解体等の方法

	工程	作業内容
工程ごとの作業内容及び解体方法	①造成等	造成等の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
	②基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	③上部構造部分・外装	上部構造部分・外装 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	④屋根	屋根の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	⑤建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	⑥その他 (外構工事)	その他の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

2 解体工事に要する費用(直接工事費)

該当なし

3 再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地
アスファルト	(株)土器川砕石	香川県仲多度郡まんのう町羽間2880番地1
コンクリート	(株)土器川砕石	香川県仲多度郡まんのう町羽間2880番地1
木くず	(株)パブリック	香川県観音寺市大野原町福田原241番地1

4 再資源化等に要する費用(直接工事費)

1,496,650円(税抜き)

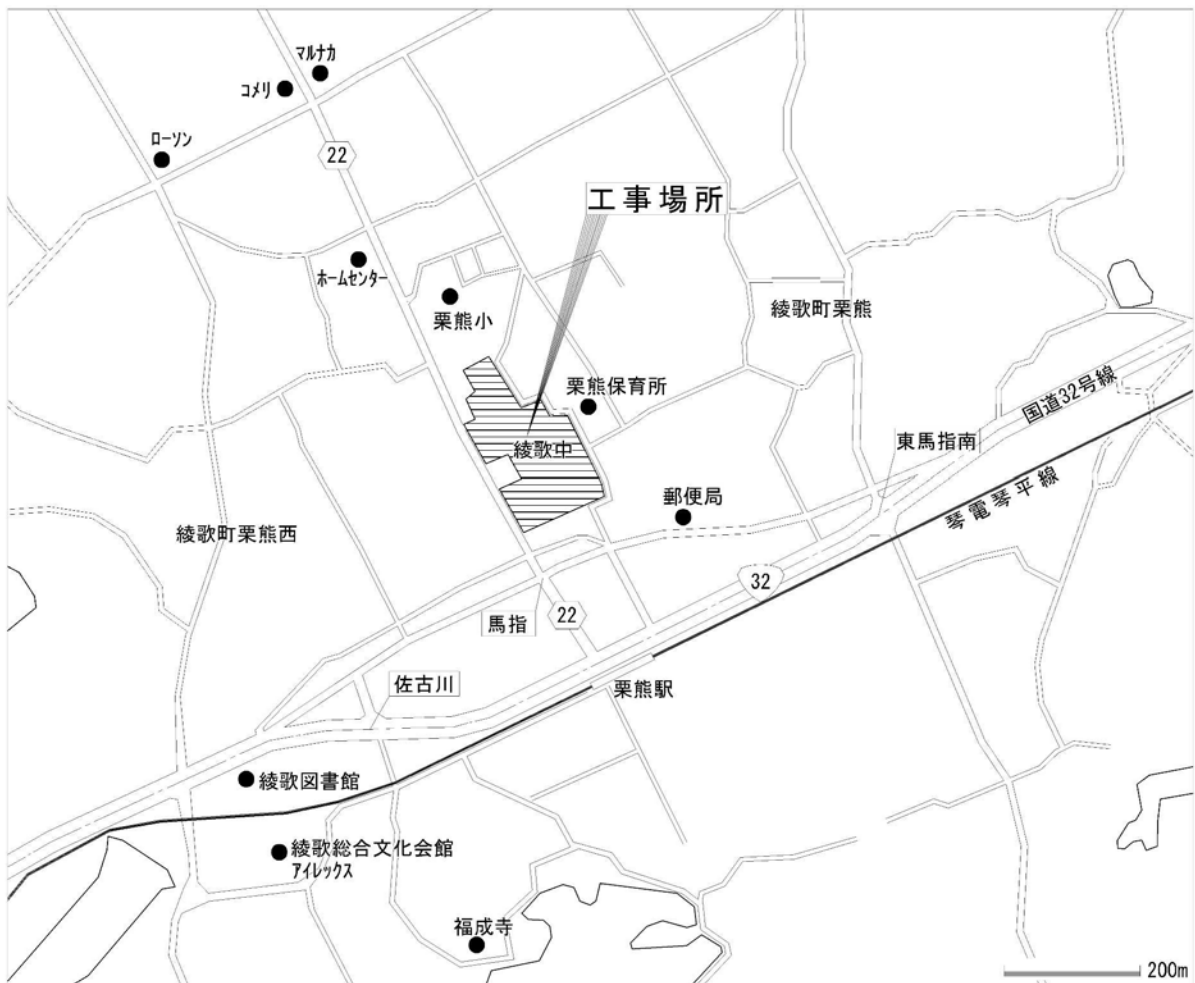
(注)運搬費を含む。

工 事 概 要 書

契 約 の 目 的 (工事名称)	丸亀市立綾歌中学校屋内運動場改築工事
工 事 概 要	<p>【構造・規模】</p> <p>敷地面積 29,248.91 m²</p> <p>屋内運動場棟</p> <p> 鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）3階建て</p> <p> 建築面積 1,742.43 m²</p> <p> 延床面積 3,671.45 m²</p> <p>渡り廊下棟</p> <p> 鉄骨造平屋建て</p> <p> 建築面積 50.00 m²</p> <p>【用途】 主要諸室</p> <p>屋内運動場棟</p> <p> 1階 軽運動場、武道場、体育研究室、会議室 男子便所、女子便所、多目的便所、倉庫 E V、男子更衣室、女子更衣室</p> <p> 2階 アリーナ、ステージ、控え室、器具庫、多目的便所</p> <p> 3階 備蓄倉庫、通路</p> <p>屋外 駐車場</p> <p>渡り廊下棟</p> <p style="text-align: right; margin-top: 20px;">上記に係る建築工事一式</p>

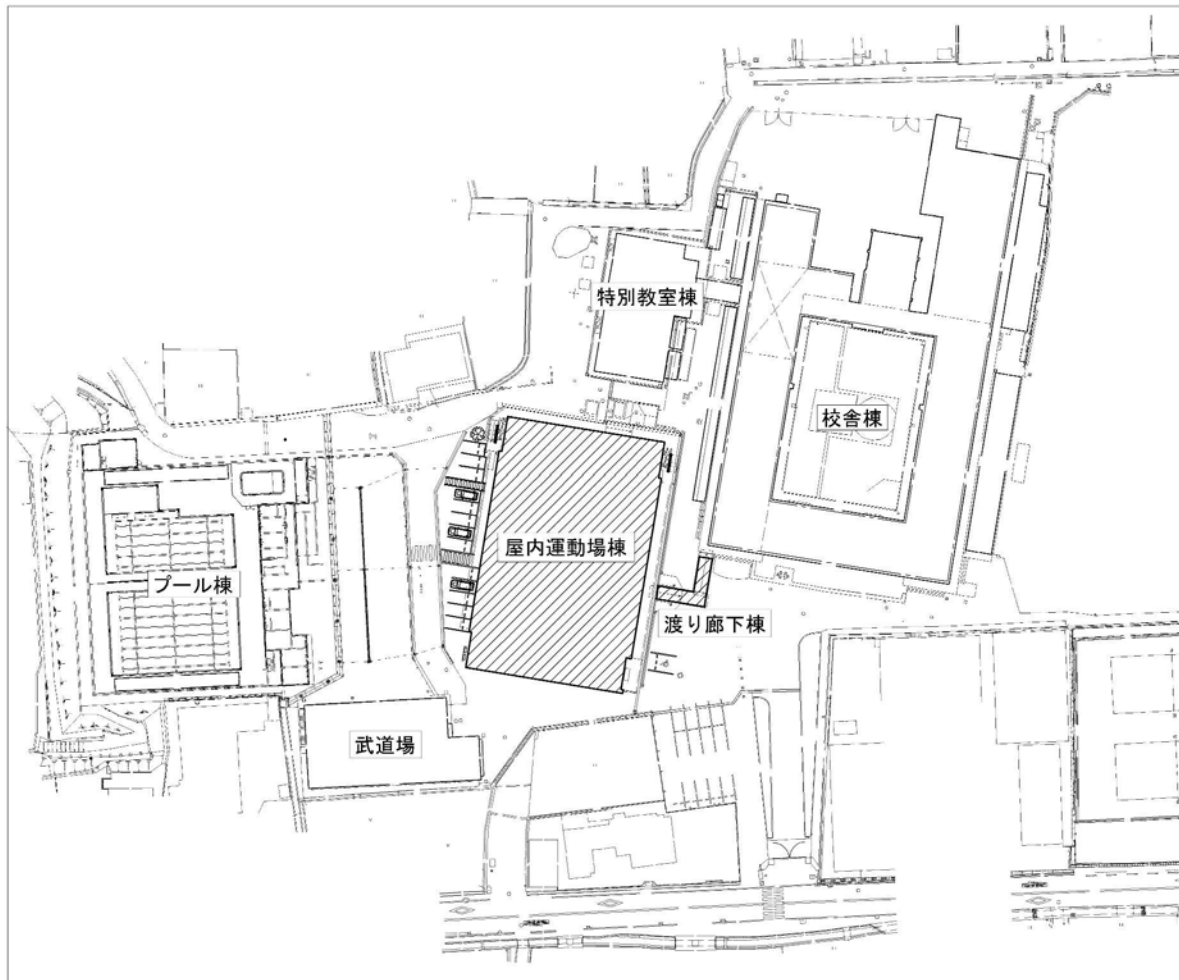
丸亀市立綾歌中学校屋内運動場改築工事

付近見取図



丸亀市立綾歌中学校屋内運動場改築工事

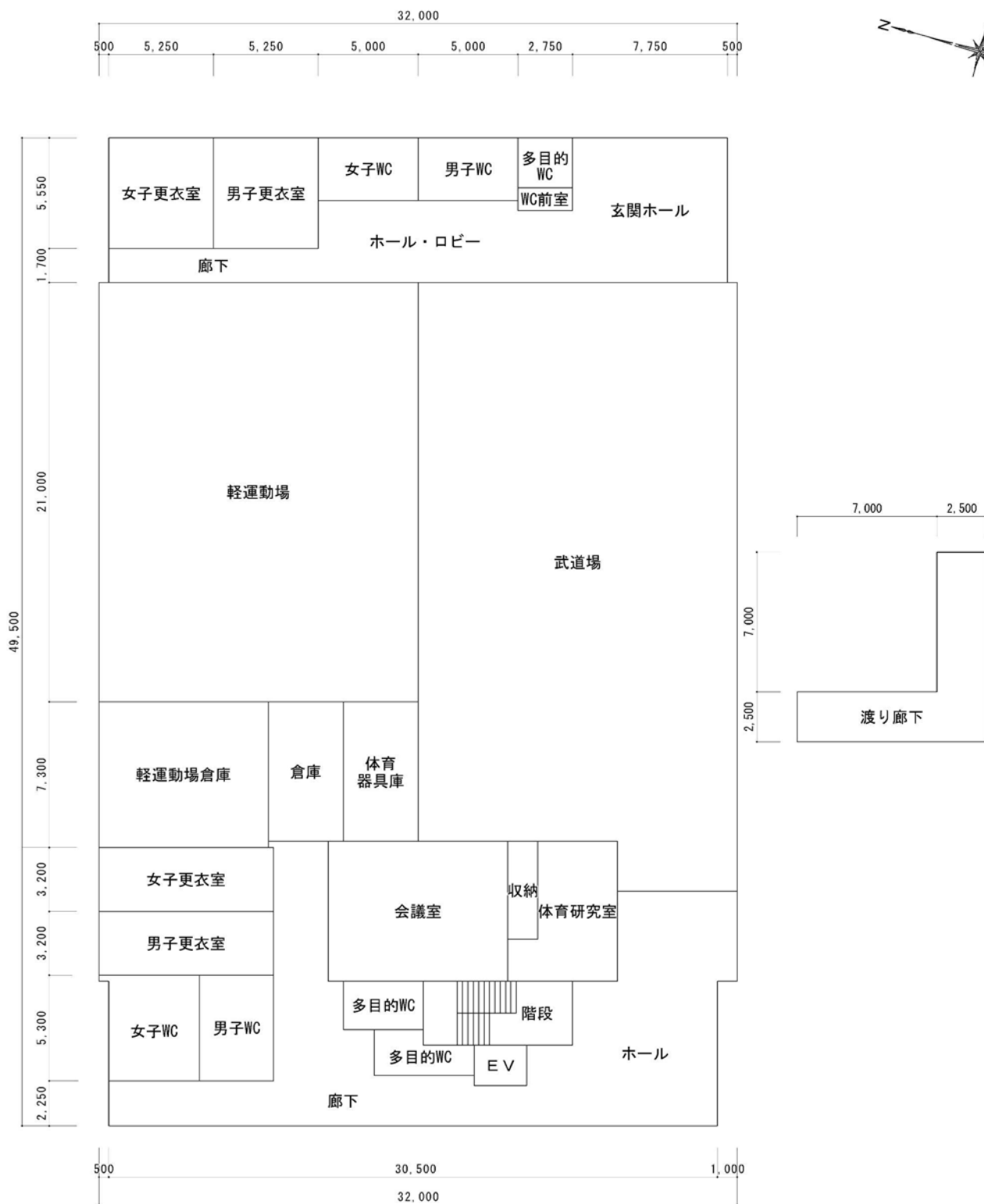
配置図



丸亀市立綾歌中学校屋内運動場改築工事

1階平面図

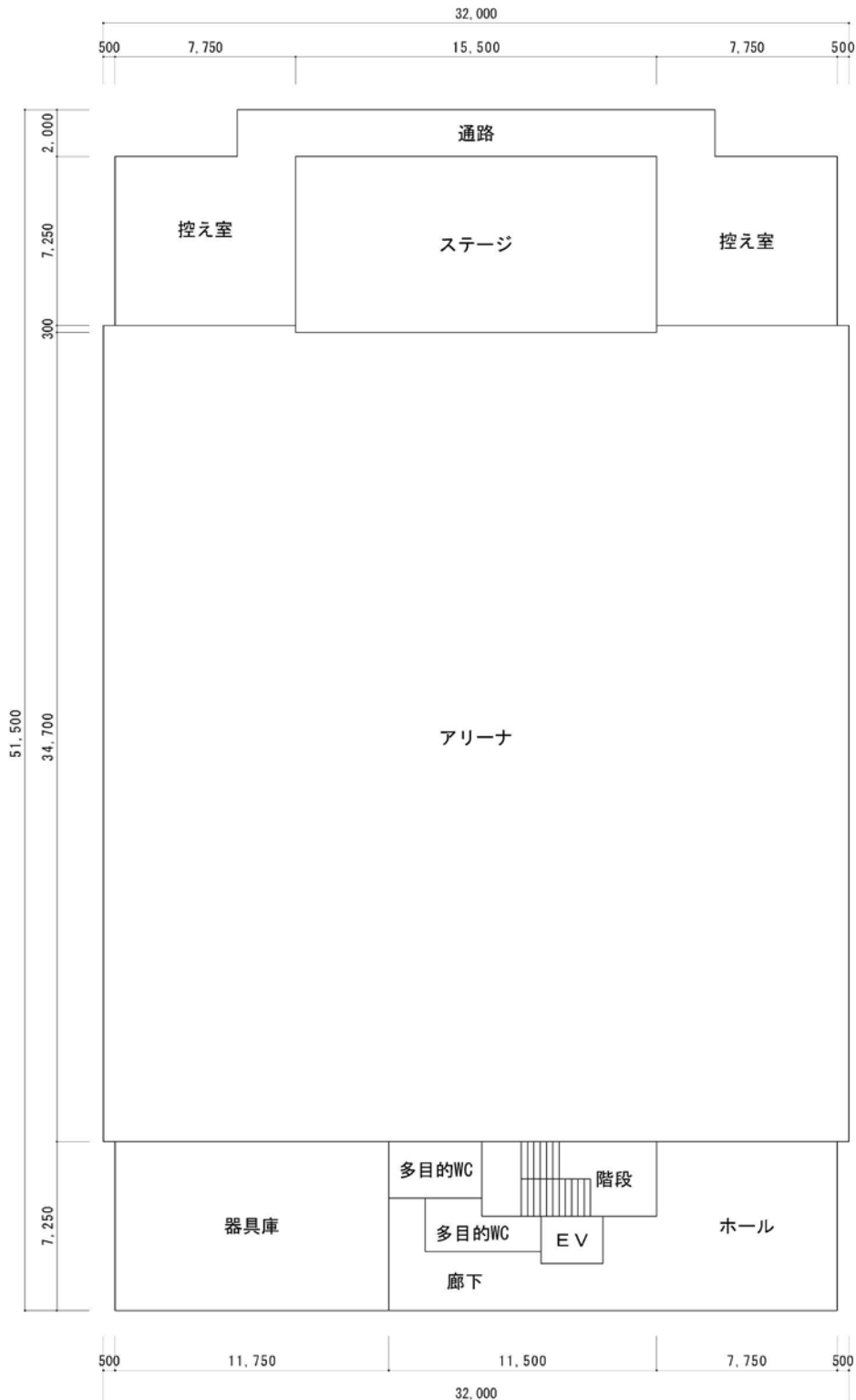
単位：ミリメートル



丸亀市立綾歌中学校屋内運動場改築工事

2階平面図

単位：ミリメートル



議案第 116 号

工事請負契約の締結について（丸亀市立城坤小学校校舎長寿命化改修工事）

丸亀市立城坤小学校校舎長寿命化改修工事に関し、次のとおり請負契約を締結いたしたい。

令和 5 年 12 月 19 日提出

丸亀市長 松 永 恭 二

- 1 契約の目的 丸亀市立城坤小学校校舎長寿命化改修工事
 - 2 契約の方法 制限付き一般競争入札による契約
 - 3 契約金額 金 1,578,500,000 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 143,500,000 円
 - 4 契約の相手方 丸亀市田村町 1238 番地
ヒカリ・公栄特定建設工事共同企業体
代表者 丸亀市田村町 1238 番地
株式会社ヒカリ 代表取締役 池田 孝道
構成員 丸亀市川西町北 2318 番地 1
公栄建設株式会社 代表取締役 堤 一仁
- 参 照 工事請負仮契約書（写）別紙のとおり

工事請負仮契約書(写)

- 1 工 事 名 丸亀市立城坤小学校校舎長寿命化改修工事
- 2 工 事 場 所 丸亀市今津町地内
- 3 工 期 着手 本契約成立の日
完成 令和7年9月30日
- 4 契 約 金 額 ¥1,578,500,000-
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥143,500,000-
丸亀市建設工事請負契約約款（平成21年告示第16号）第57条（債務負担行為に係る契約の特則）の規定に基づき、各会計年度における請負代金の支払限度額並びに支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額

(1) 支払限度額	令和5年度	金143,000,000円
	令和6年度	金900,000,000円
	令和7年度	金535,500,000円
(2) 出来高予定額	令和5年度	金159,500,000円
	令和6年度	金1,000,340,000円
	令和7年度	金418,660,000円
- 5 契 約 保 証 金 ¥157,850,000
- 6 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に規定する対象建設工事の該当の有無
 該当する（分別解体等の方法等については、別紙のとおり）
 該当しない
- 7 建設発生土の搬出先等 建設発生土の搬出先については仕様書等に定めるとおり
- 8 本契約成立の日 本仮契約が丸亀市議会の議決を得た日

上記の工事について発注者丸亀市（代表者 市長 松永 恭二）と
 受注者 ヒカリ・公栄特定建設工事共同企業体（代表者 株式会社ヒカリ 代表取締役 池田孝道）とは、

各々対等な立場における合意に基づいて本仮契約書の上記条件のほか丸亀市契約規則（平成17年規則第48号）及び丸亀市建設工事請負契約約款（平成21年告示第16号）によって請負仮契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書3通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和5年11月27日

発注者 丸亀市大手町二丁目4番21号
丸亀市
代表者 市長 松永 恭二

印

受注者 丸亀市田村町1238番地
ヒカリ・公栄特定建設工事共同企業体
代表者 丸亀市田村町1238番地
株式会社ヒカリ
代表取締役 池田 孝道

印

構成員 丸亀市川西町北2318番地1
公栄建設株式会社
代表取締役 堤 一仁

印

備考 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に規定する対象建設工事の該当の有無」については、いずれかの□に「レ」を記入し、該当する場合は、特定建設資材に係る分別解体等に関する省令（平成14年国土交通省令第17号）第4条に規定する事項を記載した書面を添付すること。

(契約書別紙)

建築物に係る新築工事等(新築・増築・修繕・模様替)

1 分別解体等の方法

	工程	作業内容
工程ごとの作業内容及び解体方法	①造成等	造成等の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
	②基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
	③上部構造部分・外装	上部構造部分・外装 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	④屋根	屋根の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	⑤建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	⑥その他 (外構工事)	その他の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

2 解体工事に要する費用(直接工事費)

181,585,784円(税抜き)

3 再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地
コンクリート	辻村建設(株)	香川県善通寺市弘田町字甲山1785番1
アスファルト	同上	同上
木くず	丸福工業(株)	香川県丸亀市飯山町東坂元字城山3150番9

4 再資源化等に要する費用(直接工事費)

14,266,200円(税抜き)

(注)運搬費を含む。

工 事 概 要 書

契 約 の 目 的 (工事名称)	丸亀市立城坤小学校校舎長寿命化改修工事
工 事 概 要	<p>【構造・規模】 北校舎棟、南校舎棟、渡り廊下棟 鉄筋コンクリート造3階建て 改修延床面積 5,915.96 m²</p> <p>【改修内容】 解体工事、躯体劣化改修工事、防水工事、金属製建具工事 ガラス工事、外装工事、内装工事、仕上げユニット工事 外構工事、他</p> <p style="text-align: center;">上記に係る建築工事一式</p>

丸亀市立城坤小学校校舎長寿命化改修工事 付近見取図

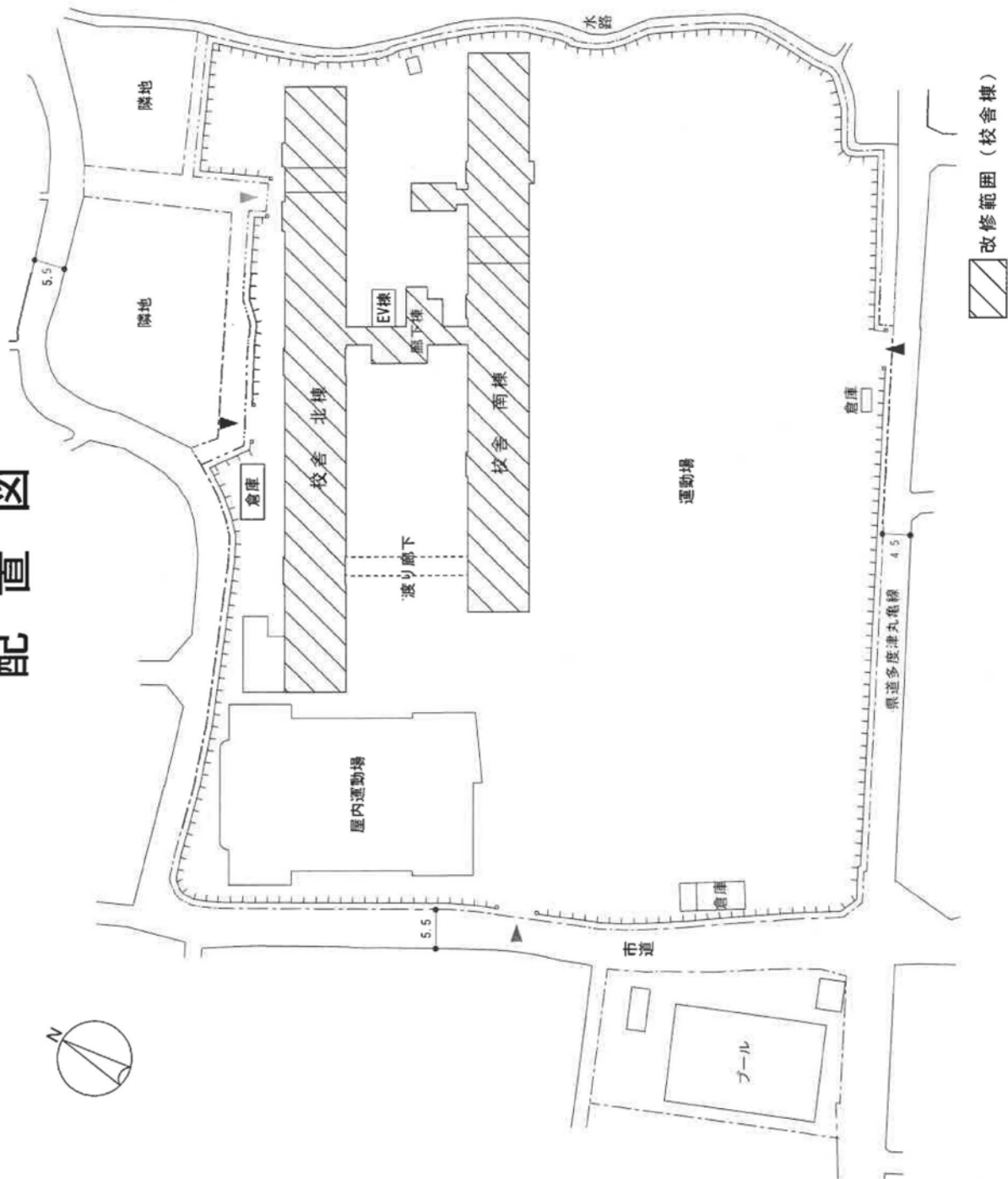


工事施工場所



丸亀市立城坤小学校校舎長寿命化改修工事

配置図



議案第 117 号

工事請負契約の締結について（丸亀市立城坤小学校校舎長寿命化改修に伴う機械設備工事）
丸亀市立城坤小学校校舎長寿命化改修に伴う機械設備工事に関し、次のとおり請負契約を締結いたしたい。

令和 5 年 12 月 19 日提出

丸亀市長 松 永 恭 二

- 1 契約の目的 丸亀市立城坤小学校校舎長寿命化改修に伴う機械設備工事
- 2 契約の方法 制限付き一般競争入札による契約
- 3 契約金額 金 381,370,000 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 34,670,000 円
- 4 契約の相手方 丸亀市川西町北 861 番地
株式会社 四建プラント
代表取締役 佐野 啓二

参 照 工事請負仮契約書（写）別紙のとおり

工 事 請 負 仮 契 約 書 (写)

- 1 工 事 名 丸亀市立城坤小学校校舎長寿命化改修に伴う機械設備工事
- 2 工 事 場 所 丸亀市今津町地内
- 3 工 期 着手 本契約成立の日
完成 令和7年9月30日
- 4 契 約 金 額 ¥381,370,000-
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥34,670,000-
丸亀市建設工事請負契約約款（平成21年告示第16号）第57条（債務負担行為に係る契約の特則）の規定に基づき、各会計年度における請負代金の支払限度額並びに支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額
（1）支払限度額 令和5年度 金0円
令和6年度 金209,000,000円
令和7年度 金172,370,000円
（2）出来高予定額 令和5年度 金0円
令和6年度 金232,980,000円
令和7年度 金148,390,000円
- 5 契 約 保 証 金 丸亀市契約規則第32条第2号の規定により免除
- 6 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に規定する対象建設工事の該当の有無
 該当する（分別解体等の方法等については、別紙のとおり）
 該当しない
- 7 建設発生土の搬出先等 建設発生土の搬出先については仕様書等に定めるとおり
- 8 本契約成立の日 本仮契約が丸亀市議会の議決を得た日

上記の工事について発注者丸亀市（代表者 市長 松永 恭二）と

受注者 株式会社 四建プラント（代表取締役 佐野 啓二） とは、

各々対等な立場における合意に基づいて本仮契約書の上記条件のほか丸亀市契約規則（平成17年規則第48号）及び丸亀市建設工事請負契約約款（平成21年告示第16号）によって請負仮契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和5年12月4日

発注者 丸亀市大手町二丁目4番21号
丸亀市
代表者 市長 松永 恭二

印

受注者 丸亀市川西町北861番地
株式会社 四建プラント
代表取締役 佐野 啓二

印

備考 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に規定する対象建設工事の該当の有無」については、いずれかの□に「レ」を記入し、該当する場合は、特定建設資材に係る分別解体等に関する省令（平成14年国土交通省令第17号）第4条に規定する事項を記載した書面を添付すること。

(契約書別紙)

建築物に係る新築工事等(新築・増築・修繕・模様替)

1 分別解体等の方法

	工程	作業内容
工程ごとの作業内容及び解体方法	①造成等	造成等の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
	②基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
	③上部構造部分・外装	上部構造部分・外装 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
	④屋根	屋根の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
	⑤建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	⑥その他 ()	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無

2 解体工事に要する費用(直接工事費)

43,751,000円(税抜き)

3 再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地
アスファルト塊、コンクリート塊	株式会社 土器川砕石	香川県仲多度郡まんのう町羽間2880-1
金属	株式会社 パブリック	香川県観音寺市大野原町福田原241番地1

4 再資源化等に要する費用(直接工事費)

3,780,000円(税抜き)

(注)運搬費を含む。

工 事 概 要 書

契 約 の 目 的 (工事名称)	丸亀市立城坤小学校校舎長寿命化改修に伴う機械設備工事
工 事 概 要	<p>【構造・規模】 北校舎棟、南校舎棟、渡り廊下棟 鉄筋コンクリート造3階建て 改修延床面積 5,915.96 m²</p> <p>【改修内容】 衛生器具設備、給水設備、排水設備、給湯設備 ガス設備、消火設備、空調設備、換気設備、撤去工事</p> <p style="text-align: right;">上記に係る機械設備工事一式</p>

議案第 118 号

工事請負契約の締結について（丸亀市立城坤小学校校舎長寿命化改修に伴う電気設備工事）
丸亀市立城坤小学校校舎長寿命化改修に伴う電気設備工事に関し、次のとおり請負契約を締結いたしたい。

令和 5 年 12 月 19 日提出

丸亀市長 松 永 恭 二

- 1 契約の目的 丸亀市立城坤小学校校舎長寿命化改修に伴う電気設備工事
- 2 契約の方法 制限付き一般競争入札による契約
- 3 契約金額 金 246,400,000 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 22,400,000 円
- 4 契約の相手方 丸亀市土器町北一丁目 44 番地
中央電業 株式会社
代表取締役 和泉 清憲

参 照 工事請負仮契約書（写）別紙のとおり

工 事 請 負 仮 契 約 書 (写)

- 1 工 事 名 丸亀市立城坤小学校校舎長寿命化改修に伴う電気設備工事
- 2 工 事 場 所 丸亀市今津町地内
- 3 工 期 着手 本契約成立の日
完成 令和7年9月30日
- 4 契 約 金 額 ¥246,400,000-
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥22,400,000-
丸亀市建設工事請負契約約款（平成21年告示第16号）第57条（債務負担行為に係る契約の特則）の規定に基づき、各会計年度における請負代金の支払限度額並びに支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額
- | | | |
|------------|-------|---------------|
| (1) 支払限度額 | 令和5年度 | 金0円 |
| | 令和6年度 | 金135,000,000円 |
| | 令和7年度 | 金111,400,000円 |
| (2) 出来高予定額 | 令和5年度 | 金0円 |
| | 令和6年度 | 金150,370,000円 |
| | 令和7年度 | 金96,030,000円 |
- 5 契 約 保 証 金 丸亀市契約規則第32条第2号の規定により免除
- 6 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に規定する対象建設工事の該当の有無
 該当する（分別解体等の方法等については、別紙のとおり）
 該当しない
- 7 本契約成立の日 本仮契約が丸亀市議会の議決を得た日

上記の工事について発注者丸亀市（代表者 市長 松永 恭二）と

受注者 中央電業 株式会社（代表取締役 和泉 清憲） とは、

各々対等な立場における合意に基づいて本仮契約書の上記条件のほか丸亀市契約規則（平成17年規則第48号）及び丸亀市建設工事請負契約約款（平成21年告示第16号）によって請負仮契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和5年12月4日

発注者 丸亀市大手町二丁目4番21号
丸亀市
代表者 市長 松永 恭二

印

受注者 丸亀市土器町北一丁目44番地
中央電業 株式会社
代表取締役 和泉 清憲

印

備考 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に規定する対象建設工事の該当の有無」については、いずれかの□に「レ」を記入し、該当する場合は、特定建設資材に係る分別解体等に関する省令（平成14年国土交通省令第17号）第4条に規定する事項を記載した書面を添付すること。

(契約書別紙)

建築物に係る新築工事等(新築・増築・修繕・模様替)

1 分別解体等の方法

	工程	作業内容
工程ごとの作業内容及び解体方法	①造成等	造成等の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
	②基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
	③上部構造部分・外装	上部構造部分・外装 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
	④屋根	屋根の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
	⑤建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	⑥その他 ()	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無

2 解体工事に要する費用(直接工事費)

8,529,000円(税抜き)

3 再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地
コンクリート	(株)土器川砕石	仲多度郡まんのう町羽間2880-1
コンクリート柱	大日コンクリート工業(株)	丸亀市富士見町3-1-1

4 再資源化等に要する費用(直接工事費)

140,000円(税抜き)

(注)運搬費を含む。

工 事 概 要 書

<p>契 約 の 目 的 (工事名称)</p>	<p>丸亀市立城坤小学校校舎長寿命化改修に伴う電気設備工事</p>
<p>工 事 概 要</p>	<p>【構造・規模】 北校舎棟、南校舎棟、渡り廊下棟 鉄筋コンクリート造3階建て 改修延床面積 5,915.96 m²</p> <p>【改修内容】 受電設備、幹線設備、動力設備、電灯設備、コンセント設備 構内交換設備、構内情報通信網設備、誘導支援設備 テレビ共同受信設備、情報表示設備、非常放送設備 I T V設備、防犯設備、自動火災報知設備 太陽光発電設備、構内通信線路設備、撤去工事</p> <p style="text-align: right;">上記に係る電気設備工事一式</p>

提 案 理 由

議案第 113 号

一般会計補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ 4 億 4,330 万円を追加し、予算の総額を 614 億 3,453 万 4,000 円とするものであります。

その内容といたしまして、総務費関係では、燃料高騰の影響を受けている市民生活の負担を軽減するため、市内の全世帯を対象に 1 世帯当たり 5,000 円のガソリンのギフト券を配布するガソリンギフト券配布事業費 3 億 2,930 万円を計上いたします。

農林水産業費関係では、米の取引価格の低迷が続く稲作農業者への支援として、令和 5 年度に主食用米を作付した面積により、10 アール当たり 1 万円を臨時的に給付する主食用米生産臨時支援事業費 1 億 1,400 万円を計上いたします。

また、これらの財源として、財政調整基金繰入金を措置いたします。

予算第 2 条の繰越明許費の補正につきましては、主食用米生産臨時支援事業費について、年度内にその支出が終わらない見込みでありますことから、次年度に繰り越して使用する経費の限度額を定めるものであります。

議案第 114 号

丸亀市国民健康保険税条例の一部改正につきましては、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が公布され、地方税法等が改正されたことに伴い、産前産後期間における国民健康保険税の所得割額及び被保険者均等割額の減額に係る規定の整備を行うため、所要の改正を行うものであります。

議案第 115 号

工事請負契約の締結につきましては、丸亀市立綾歌中学校屋内運動場改築工事について、去る 11 月 20 日に制限付き一般競争入札を行いましたところ、池田・郡家特定建設工事共同企業体に落札決定し、工事請負仮契約を 11 月 27 日に締結しましたので、丸亀市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第 116 号

工事請負契約の締結につきましては、丸亀市立城坤小学校校舎長寿命化改修工事について、去る 11 月 20 日に制限付き一般競争入札を行いましたところ、ヒカリ・公栄特定建設工事共同企業体に落札決定し、工事請負仮契約を 11 月 27 日に締結しましたので、丸亀市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、

議会の議決を求めるものであります。

議案第 117 号

工事請負契約の締結につきましては、丸亀市立城坤小学校校舎長寿命化改修に伴う機械設備工事について、去る 11 月 27 日に制限付き一般競争入札を行いましたところ、株式会社四建プラントに落札決定し、工事請負仮契約を 12 月 4 日に締結しましたので、丸亀市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第 118 号

工事請負契約の締結につきましては、丸亀市立城坤小学校校舎長寿命化改修に伴う電気設備工事について、去る 11 月 27 日に制限付き一般競争入札を行いましたところ、中央電業株式会社に落札決定し、工事請負仮契約を 12 月 4 日に締結しましたので、丸亀市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。